

公民館等施設使用貸出許可条件について

公民館施設使用許可遵守事項とは別に令和2年6月1日から当面の間、使用貸出の条件を下記の通りとします。

- 岐阜県内の利用者に限ること。(岐阜県外利用者は7月20日より貸出を許可する)
- 利用者の人数は1部屋に10名以内、又は収容定員人数の半数以下で、2m程度の距離が確保できる人数とすること。(但し会場の広さに応じる)
- 当面の間、密接する囲碁将棋、合唱、口に触れる楽器の演奏、調理する団体等は利用できないこと。
- 申請者・責任者・利用団体代表者等により、利用者全員の名簿を提出すること。
- 来館前に、体調チェック(検温・健康状態)を行い、以下の体調不良の方は施設の利用を控えること。
 - ・37.2℃以上の発熱がある場合
 - ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ・同居家族や、身近な知人に感染が疑われる場合
- 利用者団体(利用者全員)は当日の体調チェックを行い、その都度チェックシートを提出すること。
- 利用者はマスクを着用すること。
- 複数の窓開け(できれば2方向)による換気を常時行い、空調使用時においても換気をする事。
- 人との距離間を確保し(できるだけ2m)、対面とならない。1机に1名使用すること。
- 館外からの入退室時、トイレ後といった機会など、こまめな手洗い・手指消毒をすること。
- 施設内では水分補給以外の飲食はしないこと。
- 長時間の滞在や、使用目的以外の滞在を控え、私語会話を極力控えること。
- 活動後、会場の清掃及び共用の備品等を消毒すること。別紙「各部屋の消毒について」に基づく。
- 施設内の給湯室の共用備品(湯呑・急須など)は使用しないこと。
- 新型コロナウイルス感染、もしくは疑いが発覚した時は、速やかに八百津町教育委員会へ報告すること。

今後の新型コロナウイルス感染症対策の状況によっては条件が変更となる場合があります。

皆様の健康、安全確保のため、感染予防対策を徹底していただきますようご理解、ご協力をお願いいたします。

「あなたとあなたの大切な人の命を守るために」